



共済組合制度の概要について

共済経理グループ

I 共済組合の概要

1、地方公務員の共済組合制度

地方公務員法

【目的】

- ・組織法として人事機関に関する規定を定めること
- ・地方公務員の身分取扱いの根本基準を具体的に定めること

→第43条 共済制度

地方公務員等共済組合法

【目的】

- ・地方公務員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害、死亡等に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設けること

2、地方公務員と地方公務員等共済組合法

(1) 地方公務員法

(厚生制度)

第四十二条 **地方公共団体は**、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(共済制度)

第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して**適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。**

2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する**退職年金に関する制度**が含まれていなければならない。

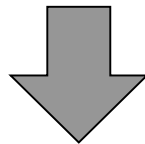
3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。



(1) 地方公務員法(続き)

第四十三条

- 4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。
- 6 第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。



「地方公務員等共済組合法」

に定めています。



(2) 地方公務員等共済組合法

- (目的)
- 第1条 この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救助を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もって地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。



3、共済制度（共済組合制度）とは？

⇒相互救済の制度

【目的】

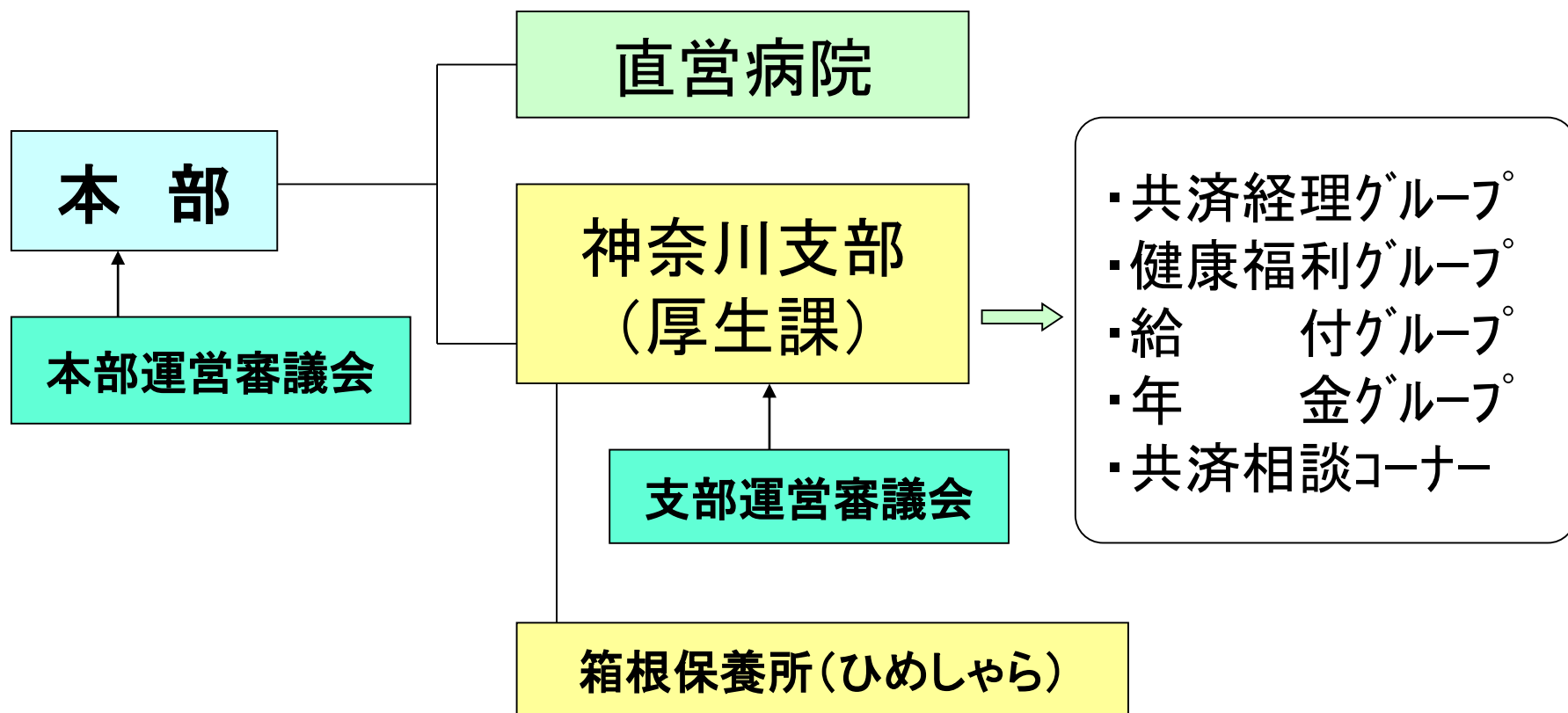
- ①生活の安定
- ②福祉の向上
- ③公務の能率的運営



4、共済事務について

- 常勤職員の方は、公立学校共済組合員（強制加入）になります。
（地方公務員等共済組合法第三十九条）
- 組合員は、所属所に所属します。神奈川支部の所管機関を所属所といい、公立学校や神奈川県教育委員会教育局などが所属所になります。
（公立学校共済組合運営規則第二条）
- 所属所長には、それぞれの所属所の長の職にある者（校長、教育機関の長など）が充てられ、所属の事務を行っています。
（公立学校共済組合運営規則第五条）

5、共済組合の組織





6、共済組合の事業

共済組合の事業は大きく3つ

1. 短期給付事業 — 病気、負傷、出産、災害、死亡に係る給付
→ 健康保険にあたる事業（給付グループ 045-210-8179）
2. 長期給付事業 — 退職、障害、死亡に係る給付
→ 公的年金に関する事業（年金グループ 045-210-8183）
3. 各種の福祉事業 — 福利厚生等
→ 自主的な運営が認められる事業（健康福利グループ 045-210-8170）

7、共済組合の財源

- 掛 金：組合員から徴収
- 負担金：県又は市町村（給与支給機関）が負担

財 源 率（一般組合員）

単位：千分率 平成31年4月1日現在

区分	掛 金 率					負 担 金 率						最高限度額	
	短 期			長 期		短 期			長 期			短期 給付	長期 給付
	短期 給付	福祉 事業	介護 (40歳 以上)	厚生 年金 保険料	退職等 年金 給付	短期 給付	福祉 事業	介護 (40歳 以上)	厚生 年金 保険料	退職等 年金 給付	経過的 長期		
給料	42.1	1.41	6.75	91.5	7.5	42.1	1.41	6.75	91.5	7.5	0.1098	139 万円	62 万円
期末 手当等	42.1	1.41	6.75	91.5	7.5	42.1	1.41	6.75	91.5	7.5	0.1098	573 万円	150 万円

II 掛金について

1、標準報酬月額の設定と改定

標準報酬月額の決定と改定は次のとおりです。

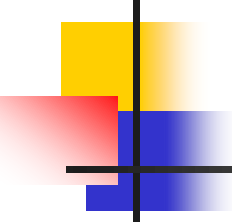
標準報酬月額 × 財源率 = 掛金額になります。

種類	対象者	決定等の基礎となる報酬	決定・改定の時期
定時決定	毎年	4・5・6月の報酬の平均	毎年9月
随時改定	報酬が著しく変動したとき	給料月額等の固定的給与に変動があった月以後の3か月間の報酬の平均	変動があった月から4か月目
資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得したとき	資格取得時の報酬	資格取得時
育児休業等終了時改定	育児休業等が終了したとき	育児休業等終了日以後の3か月間の報酬の平均	育児休業等終了日から4か月目



2、掛金の徴収について

- 地方公務員等共済組合法第114条に基づき、掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月まで毎月納めなければなりません。
- 地方公務員等共済組合法第115条に基づき、組合員の給与支給機関が、給与から掛金を控除して、組合員に代わって組合に払い込まなければなりません。
- 同法同条第3項に基づき、休職や欠勤で給与の支給が無い場合であっても、毎月月末までに全額を組合に払い込まなければなりません。
- 掛金が免除されるのは、産前産後休業又は育児休業期間中に、申出をした場合のみとなります。



3、産前産後休業掛金等免除の概要

(1) 産前産後休業

- ・産前産後休業とは、産前産後期間(※)において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないこと
(地方公共団体における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間に限られます。)をいいます。

※「産前産後期間」とは、出産日(出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から、出産日後56日までの期間をいいます。
(地方公務員等共済組合法第114条の2の2)



(2) 産前産後休業中における掛金の免除期間

- 産前産後休業中における掛金の免除期間とは、
産前産後休業の開始日の属する月からその産前産後休業の終了日の翌日の属する月の前月までの期間をいいます。

(例)

産前産後休業期間が3/25から6/30の場合⇒

3、4、5、6月の4ヶ月分の掛金免除

産前産後休業期間が3/25から6/29の場合⇒

3、4、5月の3ヶ月分の掛金免除



(3) 産前産後休業中の掛金免除の申出

- ・産前産後休業期間中の掛金免除の適用を受け
けるためには、該当する組合員の方が、産後
休業期間中に申出をする必要があります。

(提出先)

- ・県職員及び県費負担教職員→当支部
- ・市費職員→市の給与担当課



(4) 産前産後休業掛金等免除申出書の 添付書類

- ①「出産休暇の初日と終了日」を確認できる書類
(休暇簿・出勤簿の写し等)
- ②「出産予定日」を確認できる書類
(妊娠証明書・母子手帳の写し等)
- ③「出産日」を確認できる書類
(出産証明書・出産費請求書・母子手帳の写し等)



4、育児休業等終了時改定の概要

育児休業等終了日において、3歳に満たない子を養育しており、引き続き、育児短時間勤務や部分休業などにより報酬が一定以上低下した場合は、申し出により、標準報酬月額を改定することができます。

※固定的給与が変動しない場合や、一等級の差でも、改定することができます。

(=随時改定と異なる点)

5、産前産後休業・育児休業に係る 提出書類について(掛金)

時期	提出書類	期限	提出先
出産後	○産前産後休業掛金等免除申出書 (添付書類:①「出産休暇の初日と終了日」を確認できる書類 ②「出産予定日」を確認できる書類 ③「出産日」を確認できる書類)	産後休業終了日まで (時効適用なし)	県職員及び 県費負担教職員 →共済経理グループ 市費職員 →市の給与担当課
育児休業中	○育児休業等掛金等免除申出書 (添付書類:育児休業辞令の写し)	育児休業開始後 速やかに	共済経理グループ
育児休業期間に変更があった時	育児休業の期間延長または短縮の変更がある場合 ○育児休業等掛金等免除変更申出書 (添付書類:育児休業辞令の写し)	速やかに (時効は事由発生日から2年間)	共済経理グループ
復職後	復職後に育児短時間勤務、育児部分休業を取得する場合 ○標準報酬育児休業等終了時改定申出書 (添付書類なし)	復職時 (時効は事由発生日から2年間)	県職員及び 県費負担教職員 →共済経理グループ 市費職員 →市の給与担当課



III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(1)

- Q. 無給休職や欠勤により、掛金が免除又は減額されますか。
- A. ありません。
- 地方公務員等共済組合法第115条第3項に基づき、必ずその月の月末迄に全額納めなければなりません。
- 掛金が免除されるのは、産前産後休業又は育児休業期間中に、申出をした場合のみとなります。

III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(2)

Q、共済掛金は、いつからいつまで徴収されますか。

A、地方公務員等共済組合法第114条により、

掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月まで徴収することと定められています。

- ・4月 1日採用(4月1日資格取得)→4月分から掛金を徴収
- ・5月29日退職(5月30日資格喪失)→5月分は徴収しない
- ・5月31日退職(6月1日資格喪失)→5月分は掛金を徴収

※4月1日採用4月20日退職(4月21日資格喪失)

→4月分掛金を徴収



III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(3)

Q、産前産後休業掛金等免除申出書の提出期限はありますか。

A、産前産後休業掛金等免除申出書は、
産後休業中に提出してください。

■地方公務員等共済組合法第114条の2の2

産前産後休業をしている組合員が組合に申し出たときは、
その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前
産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期
間に係る掛金は、徴収しない。

※産前産後休業(同法)と、産前産後休暇(条例)とは異なります。



III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(4)

- Q. 産前産後休業掛金等免除申出書の添付書類は3点全て提出しなければなりませんか。
- A. 3点全て必要です。
 - ①「出産休暇の初日と終了日」を確認できる書類
(休暇簿・出勤簿の写し等)
 - ②「出産予定日」を確認できる書類
(妊娠証明書・母子手帳の写し等)
 - ③「出産日」を確認できる書類
(出産証明書・出産費請求書・母子手帳の写し等)



III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(5)

- Q. 産前産後休業掛金等免除申出書の添付書類②の
出産予定日の確認できる書類がありません。
- A. 出産予定日が記載された書類(病院での妊娠証明書
等)を提出しなければ、出産休暇を取得できないこととな
っておりますので、必ず所属所長が保管しています。
その写しを提出してください。

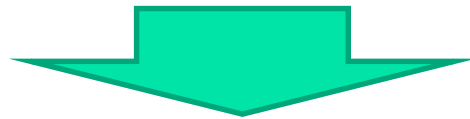


III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(6)

- Q. 産前産後休業掛金等免除申出書の添付書類①(出産休暇の初日と終了日の確認できる書類)について、休暇簿や出勤簿がシステム化されたため、紙では提出できません。
 -
- A. 出産休暇の初日と終了日を確認できるシステムの画面の写しのご提出をお願いします。

III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(7)

- Q. 育児休業等掛金等免除申出書の提出を忘れてしまいました。どうしたらよいでしょうか。
- A. 至急ご提出をお願いします。
(地方公務員等共済組合法114条の2「育児休業を取得している組合員が組合に申出をしたときは」)



- Q. 育児休業等掛金等免除申出書の掛金免除申出日はいつですか。
- A. 辞令の写しに記載されている育児休業の初日です。



III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(8)

- Q. 育児休業等終了時改定申出書は、育児休業を終了した組合員全員が必ず提出しなければなりませんか。
 - A. いいえ。
 - 提出することにより掛金額が下がるのは、復職後に育児短時間勤務、育児部分休業を取得したときです。
 - 復職後にフルタイム勤務の場合は、提出により掛金額が上がる可能性があります。
- (掛金額が上がる結果、将来受け取る年金額も上がります。)



III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(9)

- Q. 育児休業等終了時改定申出書の「復職時の標準報酬月額」が分かりません。
- A. 直近の定時決定・随時改定時の給与明細に記載されていますので、ご確認ください。
- 標準報酬等級は、支部HP内の「標準報酬月額・掛金額等早見表」で確認してください。
- ※標準報酬等級は、給料等級ではありません

III 掛金免除等に関する、 よくあるお問合せ(10)

- Q、申出書等の様式はどこにありますか。
- A、公立学校共済組合神奈川支部ホームページ
 - ⇒事務マニュアル・様式ダウンロード
 - ⇒様式ダウンロード
 - ⇒掛金編